

会 議 錄

会議の名称	指定管理者選定委員会（第11回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	平成22年4月26日（月）10時00分～12時30分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室	
出席者	委 員	委員長 稲 正樹 委員 副委員長 藤井 泰博 委員 委 員 小沼 正博 委員 長谷 匠二 委員 益田あゆみ 委員 欠席委員 0人 専門的知識を有する者 専門委員 鈴木 輝一 委員 間瀬 勝一 委員
	市 長	稻葉 孝彦
	指定管理者応募団体	社団法人小金井市シルバー人材センター 2人
	担当課	文化施設開設担当課長 中谷 行男 コミュニティ文化課主査 中島 憲彦 コミュニティ文化課主事 岡崎 章尚 交通対策課長 川村 史郎 交通対策課副主査 竹中 正人 交通対策課主事 西山 武嗣
	事務局	企画財政部長 上原 秀則 企画政策課長 天野 建司 企画政策課長補佐兼企画政策係長 井上 明人 企画政策課企画政策係主任 堤 直規
傍聴の可否	可 一部不可	不可
会議次第	1 開会 2 議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 委員長の互選について (2) 副委員長の互選について (3) 会議録の作成について (4) 平成22年度諮問第1号 小金井市民交流センターの指定管理者の公募について (5) 平成22年度諮問第2号 東小金井北第9自転車駐車場の指定管理者候補者の選定について 3 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第11回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成22年4月26日(月) 10時00分~12時30分

場 所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

出席委員 5人

委員長 稲 正樹 委員

副委員長 藤 井 泰 博 委員

委 員 小 沼 正 博 委員 長 谷 匠 二 委員

益 田 あゆみ 委員

欠席委員 0人

専門的知識を有する者 2人

専門委員 鈴 木 輝 一 委員 間瀬 勝 一 委員

市 長 稲 葉 孝 彦

指定管理者候補者団体

社団法人小金井市シルバー人材センター 2人

担当課職員

文化施設開設担当課長 中 谷 行 男

コミュニティ文化課主査 中 島 憲 彦

コミュニティ文化課主事 岡 崎 章 尚

交通対策課長 川 村 史 郎

交通対策課副主査 竹 中 正 人

交通対策課主事 西 山 武 瞳

事務局職員

企画財政部長 上 原 秀 則

企画政策課長 天 野 建 司

企画政策課政策担当課長補佐兼企画政策係長 井 上 明 人

企画政策課主査 堤 直 規

(10時00分開会)

◎天野企画政策課長 皆さんおそろいということで、そろそろ始めさせていただきたいと思います。

おはようございます。ただいまから、第11回小金井市指定管理者選定委員会を開催させていただきます。委員長の互選が終わりますまで、司会進行を務めます企画政策課長の天野です。よろしくお願ひいたします。

第3期の指定管理者選定委員会委員につきましては、今年の2月8日から2年間の任期で発足をさせていただいております。なお、■委員に代わりまして、4月1日から■委員に委員をお願いしておりますので、改めまして各委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、よろしくお願ひいたします。

(各委員 自己紹介)

◎天野企画政策課長 ありがとうございました。続きまして、事務局を務めます企画政策課につきまして職員をご紹介させていただきたいと思います。初めに、上原企画財政部長でございます。

◎上原企画財政部長 おはようございます。上原でございます。引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎天野企画政策課長 隣の井上企画政策課長補佐。

◎井上企画政策課長補佐 井上です。よろしくお願ひいたします。

◎天野企画政策課長 その隣が堤企画政策課主査。

◎堤企画政策課主査 よろしくお願ひします。

◎天野企画政策課長 それでは、直ちに議事に入りたいと思います。議題は、委員長の互選についてでございます。委員長の選出につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第5項の規定で委員の互選により定めることとなってございます。それではどなたかいかがでしょうか。

(「■先生にお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか」

「同意見です」「賛成です」の声あり)

◎天野企画政策課長 それでは、前期に続きまして、■委員に委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。■委員、委員長席にご着席お願いいたします。

それでは、委員長に選出されました委員のごあいさつをお願いしたいと思います。■委員長、よろしくお願ひいたします。

◎委員長 では、一言、座ったままでよろしゅうございますか。

図らずも委員長ということで選出されまして、この指定管理者制度は地方自治法が改正されまして、非常に重要な制度だというふうに認識しております。今回は小金井市にとりまして、非常に大きな案件のご審議をいただくやに伺っております。どうぞ委員の皆様及び事務局の皆様のご協力をいただきまして、この指定管理者の選定委員会を遂行してまいりたく、どうぞよ

ろしくお願ひいたします。

◎天野企画政策課長 ありがとうございました。委員長が互選されましたので、議事進行を委員長と交代いたします。それでは、よろしくお願ひします。

◎委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題でございます。お手元に議題がございます。議題の2は、副委員長の互選についてということになっております。副委員長の選出につきましても、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の第16条第5項の規定によりまして、委員の互選により定めるということになっております。いかがでございますでしょうか。前期は、[REDACTED] 委員に副委員長をお願いしておりましたけれども。

(「[REDACTED] 先生にお願いしたいと思います。」「異議ありません」の声あり)

◎委員長 よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、副委員長に[REDACTED] 委員をお願いするということでよろしいというふうに承りました。それでは、副委員長に選出されました[REDACTED] 委員から一言、ごあいさつをお願いいたします。

◎委員 前1年に続きまして、また副委員長に選ばれました[REDACTED] でございます。委員長を補佐し、この委員会を守り立ててやっていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

◎委員長 大変ありがとうございました。5人という少ない委員でございますけれども、それぞれ各委員の皆様の専門的なお立場から積極的なご発言をお願いして、きちんと審議してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に入ります。会議録の作成についてとなっておりますので、事務局のご説明をお願いいたします。

◎天野企画政策課長 会議録の作成につきましては、第2期同様、原則として全文記録とさせていただきたいと思います。ただし、個々の委員の発言部分につきましては、氏名は記載せず、委員長、それから委員とし、発言者が特定できない形とさせていただきます。なお、質疑の内容のうち、業者の事業運営上、それから競争上の地位を害するおそれがあると判断される発言がある場合等につきましては、その部分は黒塗りとして公開することといたしたいと考えてございます。

以上です。

◎委員長 ありがとうございます。今、事務局からご説明がありました。この件に関しまして皆様のご意見、ご質問、ございますでしょうか。

(発言の声なし)

◎委員長 よろしゅうございますか。それでは、特にご意見がないようですので、ご説明のとおりというふうにさせていただきたいと思います。

したがいまして、今後は会議録に関しましては、発言委員名、それから非公開情報を除きましては、原則的には全文記録とするということと決定いたしました。ありがとうございます。

それでは、早速、次の議題を進めさせていただきたいと思います。

本日は、小金井市民交流センターの指定管理者の公募にかかる募集要項等の審査及び東小金井北第9自転車駐車場の指定管理者候補者の選定の2件を扱う予定でございます。なるべく2時間の会議時間の中で審議をしていきたいと思いますけれども、若干の時間延長が必要となるかもしれません。どうぞ、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、市長がお見えになっておられ、市長から諮問書が提出されておりますので、諮問をしていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎稲葉市長 諒問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

小金井市指定管理者選定委員会

委員長様

小金井市長 稲葉 孝彦

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問いたします。

記

1 平成22年度諮問第1号 小金井市民交流センターの指定管理者の公募について

【指定管理者公募施設】

名 称 小金井市民交流センター

所在地 小金井市本町六丁目14番45号

【諮問にかかる提出書類】

指定管理者募集要項、提案書作成事項、業務の基準、施設パンフレット等、指定管理者選定基準

2 平成22年度諮問第2号 東小金井北第9自転車駐車場の指定管理者候補者の選定について

【指定管理者に管理を行わせようとする公の施設】

名 称 東小金井北第9自転車駐車場

【指定管理者の候補者団体】

所在地 東京都小金井市貫井北町一丁目8番21号

団体名 社団法人小金井市シルバー人材センター

代表者氏名 会長 鈴木 富雄

【指定の期間】

平成22年7月1日から平成23年3月31日まで

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎委員長 ありがとうございました。それでは、ただいま市長から2件の諮問をいただきまし

た。初めに、平成22年度諮問第1号小金井市民交流センターの指定管理者の公募についてを議題といたします。小金井市民交流センターにつきましては、文化施設ということでございまして、指定管理者の候補者の選定に当たりましては、管理運営等につきまして、ある種の専門性が必要であるという主管課の要望によりまして、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第8項の規定に基づきまして、専門家の方にお越しいただいているところでございます。

今申し上げました条例第16条第8項におきましては、口頭で恐縮ですけれども、「指定管理者選定委員会は、必要に応じて指定に係る公の施設に関して専門的知識を有する者の意見を求めることができる。」というふうにされております。このことにつきましては、事前に本委員会を開催いたしまして、専門的な知識を有する方をお呼びして意見を聞くこと、そのこと自体につきましてお諮りしてから出席をお願いするのが筋かと思いますけれども、今回は主管課からの要請、事務局の判断もありまして、2人の専門家の方にご出席をいただいておりますので、委員の皆様、どうぞご了承、ご了解をいただきたいというふうに思います。

それでは、ご出席いただいております2人の専門委員から自己紹介をお願いできればと思います。

(各委員　自己紹介)

◎委員長　ありがとうございました。それでは、お二人には小金井市民交流センターの指定管理者候補者の選定につきましてご意見をお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

また、諮問に当たりまして、説明のため、担当職員にご出席をいただいておりますので、事務局からご紹介をお願いいたします。

◎天野企画政策課長　市民交流センターの担当課の出席者をご紹介させていただきたいと思います。初めに、中谷文化施設開設担当課長。

◎中谷文化施設開設担当課長　文化施設開設担当課長をしております中谷と申します。よろしくお願ひいたします。

◎天野企画政策課長　続きまして、コミュニティ文化課から中島です。

◎中島コミュニティ文化課主査　中島です。よろしくお願ひします。

◎天野企画政策課長　同じく岡崎です。

◎岡崎コミュニティ文化課主事　岡崎です。よろしくお願ひします。

◎天野企画政策課長　ここで、申しわけないですけども、市長におかれましては、公務のため退席をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎稲葉市長　お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎委員長　それでは、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例によりますと、第2条で公募、それから第3条で申請、第4条で候補者の選定、そして同条の第2項において、「市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、指定管理者選定委員会

の意見を聞くものとする」としております。

今後、小金井市民交流センターは公募により申請書が提出され、候補者を選定するということになります。そこで、どのように公募するのか、どのように審査するのかということを決めておかなければならぬということで、公募の前に本委員会に諮問をされているものであります。

したがいまして、これから担当課から説明を受けまして、その後に各委員から質疑を受けていきたいと思います。あわせて、専門委員の先生のご意見もお聞きしたいと思います。

特に今回は、専門委員の意見をどのように評価に反映するのかという点につきまして協議が必要となってまいりますので、後ほど協議をしたいと思います。

それでは、担当課の説明をよろしくお願ひいたします。

◎中谷文化施設開設担当課長 それでは、説明をさせていただきたいと思います。まず最初に、大変申し訳ございません。募集要項並びに基準につきまして、先般、お送りした資料のほうを若干訂正をさせていただきましたので、正誤表という形で1部資料をつけさせていただいてございます。また、追加の資料といたしまして、小金井市民交流センター条例、それから市民交流センター条例施行規則（案）、それからA3判の写真の印刷された資料になりますが、小金井市民交流センター指定管理者現地説明会資料と、もう1部、市民交流センター現地説明会の資料で（別冊）をご配付させていただいてございます。本日ご配付になりましたことをご了承いただきたいと思います。

それでは、施設の概要について説明させていただきたいと思います。小金井市民交流センターにつきましては、現在、JR武蔵小金井駅の南口で再開発事業に伴いまして、あらかた駅前の整備が整ってきつつあるところでございますが、現在、駅前広場の南側に一部工事をしている建物がございます。それが、私ども小金井市で今後取得する市民交流センターになるものでございます。したがいまして、本来、指定管理の公募に当たりましては、既存の施設があるような状態で公募をかけるのが一般的な事例かとは思いますが、私どもの施設につきましては、現在まだ工事中という形になりますので、今回、追加で配付をさせていただきました現地説明会資料というものも、公募の際には事業者の方にご配付をして説明をして、指定管理の提案を受けたいという趣旨で追加で資料を作成していたものでございました。

この資料に基づきまして、施設の概要を説明させていただきたいと思います。緑色の小さい資料を先に送付していただいたんですが、図面等が小さい関係もありまして、なかなかわからない部分がありますので、こちらの大きな資料をごらんいただければと存じます。こちらのほうが現地説明会資料、どのような施設になっているかということで、1枚開いていただきますと、施設の概要ということで、所在地、それから敷地面積、建築面積、専用面積等々がありまして、建物自体は地下1階地上5階の建物となってございます。配置図は、先ほど私が申し上げました、武蔵小金井駅南口の現在工事中の部分が公益施設の市民交流センターになるものでございます。

諸室の概要でございますが、基本的に文化ホール、それから市民交流ホール、練習室兼会議室、市民ギャラリー、和室兼会議室、マルチパーサースペースというような名称でもって我々は施設を呼んでいるところでございますが、まず最初の文化ホールでございます。こちらにつきましては、音楽、芸術、演劇、公演会等を中心とする多目的のホールでございますが、基本的には音楽を主目的としたホールということで設計をされているものでございます。席数としましては、最大で578席の中規模という言い方になるとは思いますが、そういった客席数のホールでございます。2階席を持つ構成とし、1階席のみですと380席程度になりますが、市民利用にも一定適したホールという形になります。

空間とか舞台技術等については、若干説明は省略させていただきたいと存じます。

それから、続きまして、2ページの真ん中辺になりますが、市民交流ホール、こちらのほうは先ほどの文化ホールが施設の3階、4階部分等を中心としてできている施設でございますが、市民交流ホールは、市民の皆様に交流をメインとしてご活用いただくようなスペースということで、1階にしてございます。同じ音楽、イベント、小規模演劇等を、平土間、平らのスペースで、いす等については可動いすを設定して、最大で150席を配置するスペースを確保してございます。

音響的にも電子音響を利用する催事も多く行われることを想定し、やや響きを抑えるなど、文化ホールとはまた性格を異にしたしつらえという形になってございます。また、右側の写真にございますが、ピアノの発表会ですとか、また、こういった舞台等の、ちょっと見えづらいんですが、ピアノもせり上がりの舞台になってございまして、演劇等もできるというふうな形、また、舞台のほうは下がる、平らにすることができますので、ダンスですとか、いろんな目的に応じて使い方もできるという想定をさせていただいているところであります。

練習室兼会議室、これは次のページを開いていただきますと、コーラスの練習をしている写真を撮ってございますが、こちらのほうは、大きな会議室が連結といいますか、会議室は実際は4つあるんですけども、うち1つは、会議の1つ目と2つ目の仕切りを取って、通して使えるような広いスペースでの練習室ということになります、コーラスですとか、それからバレエのレッスン等もできるように壁面に鏡をつけまして、そういうしたものもできるような仕様になっています。また、1つの練習室につきましては、大音響、ロック系の音楽ができるような、いわゆる密閉度の高いしつらえにした練習室等もあり、またもう一つは、クラシック系の練習になるようなグランドピアノを備えているところでございます。

また、3ページ下の市民ギャラリーでございます。こちらは展示が主な利用になろうかと思いますが、右上にありますのは、仏像彫刻等が展示をされているようなイメージになってございますが、こちらについては絵画ですとか、写真ですとか、またお華ですとか、そういうものも常設展示できるということになります。市民の文化団体の方々のご利用、それから市民サークルのご利用、いろんなものが想定されるかなという思いでございます。

また最後に、マルチパーサースペースとなってございます。こちらの3ページ下の写真でご

ざいますが、これは見る方向としましては、ホールの1階の右の部分、市民交流ホールの出入り口が右側になってございまして、左手側がイトヨーカドーさんに抜ける広場に向かっているところでございます。ここの一定のスペースを市民交流ホールを何か活用したイベントを行う中で、この真ん中のマルチスペース、またイトヨーカドーさん側の一定、あそこに広場みたいなものがあるんですけども、そことうまく何か事業を連携して使えないかというような工夫も、ご提案があれば、それを受けられるような設備ということになってございます。

諸室一覧表については、簡単でございますが、こんなような形になります。また、別冊のほうは、業者さん向けで、なかなか指定管理の公募するに当たっては、私、事務方としましても、なかなか専門的で非常に難しいところではあります、こういった最低限の情報をお知らせをしないと、適切なご提案を受けられないのではないかということもありまして、こちらが現時点でのこのホールの、いわゆる設備とか仕様について業者の方に理解をしていただけるような内容でもっての明細表等を付けてございます。

また、電気設備等の標準の仕様といいますか、そういった調光回路システムとかいろいろ載せてございますが、これも維持管理コストを計算する上で、一定どのような設備になっているのかということがないと、参考の試算ができないというふうなことも懸念されましたので、私どもで現地説明会において、こちらの資料を使って説明をしてまいりたいというふうに予定をしているところでございます。

施設につきましては、このような形で駅前ということもありますので、いろいろな方々、市民に限らず、いろいろな企画、提案を受けながら活用していただける施設になろうかということで、期待を寄せているところでございます。

施設の概要についてはまず終了させていただきます。

続きまして、募集要項でございます。これは先ほど差しかえで配付させていただいたものでございます。めくっていただきますと、1ページには、指定管理者制度の趣旨から概要等が同じく書いてございます。

2ページの募集の概要でございます。施設の名称につきましては、小金井市民交流センター、指定期間については、平成22年11月1日から27年3月31日までの4年5ヶ月ということで指定をさせていただきたいと考えてございます。11月1日というのは、市民交流センターの工事が完成して、実際に市のほうで指定管理の方が業務を開始するのがこの日付になるということで、今、予定をしているところでございます。

それから、指定管理の指定の関係でございます。委員長にもご紹介いただきましたが、文化ホールの管理運営並びに芸術、文化及び公演の分野で専門的知識を有する選定アドバイザーの専門家の方もご参加して審議をしていただければと考えているところでございます。

2ページ4番の施設の概要については、先ほどご説明をしたので省略させていただきます。

3ページでございます。5番、当面のスケジュールでございます。指定管理を準備開始11月1日、それから竣工も同じく11月ということになります。貸し館の受け付けにつきまして

は、平成23年3月、開館の記念式典については、4月に予定をさせていただきたいと思います。

6番は、指定管理者の業務ということで、それぞれ書かせていただきました。

4ページ、リスク分担も表のとおりになります。

それから、5ページの8番でございます。指定管理者の運営基準のところで、利用料金を(1)に書いてございますが、指定管理者制度のもとで利用料金制度というものを導入いたしまして、いわゆる施設の利用料、それから備品等の利用料につきましては、指定管理者の収入ということで予定をしているところでございます。

それから、大まかなところでいきますと、指定管理者募集にかかるスケジュールでございます。6ページの11番になります。ここで募集要項をご協議いただきまして、決定しましたら、その後、公募に入るわけでございますが、(2)現地説明会を平成22年5月26日に予定しまして、説明会を開催し、現地の説明、まだ工事中ですけども、その建物もご覧いただきたいということで、担当としては準備を進めているところでございます。

その後、質問の受け付け、企画提案書につきましては、7ページにございますが、平成22年6月25日までということで、第1次の選考に向けてのご提案を受けたいと思います。その後、6番、第1次審査、第2次審査をお願いしまして、最終的にはこの指定管理者の指定の手続につきましては、市議会の議決に付すことになりますので、平成22年9月の定例会で、できれば指定管理者の指定議案を上程したいという形でのスケジュールということで、担当としては設定をしてございます。募集に関する8ページの応募資格等については、ご覧いただいたとおりであります。

それから、募集要項につきましては、ここに書いてある形になりますが、評点等の説明を最後にさせていただきたいと思います。10ページの13番になります。評価項目と配点というのが10ページから12ページまでについて掲載させていただいてございます。(1)委員用としてございますのは、これは通常、企画政策課で、この間、指定管理の指定手続に関しての委員の皆様のほうで配点をしていただく表ということで、同一になってございます。今回、担当のほうで追加でつくったものが11ページの中段から下段、それと12ページの上段にかかる表にございますが、選定アドバイザー用ということで、評点項目をこの項目と、それから評点ということで、それぞれ点数の配点を考えているところでございます。こちらのアドバイザー用の評価項目、配点につきましては、特に、例えば11ページの2番目の星印になりますが、芸術文化公演事業の具体的な業務につきまして、1つ目のところでいきますと、全体として交流センターの目的、特性に合っているご提案になるかということとか、文化の公演事業が適切に幅広くバランスがとれていることとか、あとは、下から3つ目になりますが、芸術文化公演事業の提案内容が、実現性が高いという表現を幾つか盛り込ませていただいてございます。これは提案するというのは、フリーハンドでいろいろ提案はされるんですけども、本当にそれができるのかどうかというのがなかなか我々もいろいろお付き合いさせていただいているんです

が、なかなか難しいというのがありますて、そういうところにつきましては、専門の方のご意見をいただければということで、今回の評点内容をつくらせていただいているということになります。

なお、こちらのほうにつきまして、指定管理については、今後、指定がされれば基本協定、年度協定等を法に従って適切に事務を進めていくことでの募集要項を作成をさせていただいているところでございます。

雑駁で大変恐縮ですが、担当としての説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

◎委員長 ありがとうございました。担当課の説明が終了いたしました。それでは、今の説明に関しまして、順次、質疑を行っていきたいと思います。質疑につきましては、次の4項目に分けまして、すなわち第1点目は施設の概要について、第2点目は募集要項について、第3点目は評価項目と配点、そしてその他という4つに分けて行っていきたいというふうに考えております。なお、[] 委員と [] 委員につきましても、何かご意見がございましたらば、どうぞ、委員と同じ立場で質問、ご意見をいただければというふうに思います。

それでは、初めに、施設の概要について質疑を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

◎委員 1点、この絵の9ページ、駐輪場と書いてあるんですけど、駐車場のほう。

◎委員長 こちらの別冊のほうですか。

◎委員 そちら、別冊ですね、図面の入ったもの、例えば駐輪場というと何台ぐらい置けるのかですね。あるいは駐車場と書いてあるんですけども、これはどの程度なのか質問したいです。

◎委員長 よろしくお願ひいたします。

◎中谷文化施設開設担当課長 駐輪場のほうでございますが、施設に隣接した地下になりますが149台の自転車が格納できる仕様になってございます。あと駐車場のほうにつきましては、一般の利用者の方の駐車場というのは、基本的には、そのエリアの中にはないという形になりますが、荷さばき駐車場でホール用で2台、それから身体障がい者用の駐車場で4台というが施設に今予定をされるものなんですけども、あの建物は、今、隣にJRさんと、それから2人の市民の地権者の方等の区分所有法に基づく建物という形になっていまして、外周の部分につきましては、今後、管理規約等で専用使用とかというのがつく予定になりますので、現時点で想定するのは、駐車場につきましては、今後、管理規約でどのように使うのかというのが決定する予定になっております。

また、自転車のお話が出ました。自転車につきましては、ホールの専用の自転車駐車場という形では市は考えてございません。あれは一般的な駅前利用者の方に有料で貸し出しするような自転車駐輪場ということで予定をしているところであります。

以上です。

◎委員 ということは、駐車場はこれからまた増えることも考えられるということですか。

◎中谷文化施設開設担当課長 駐車場につきましては、JRさんの建物の中に立体駐車場が今42台分あるんですけども、あそこをいわゆる地権者、区分所有者のほうで、どのように使えるのかというのが今後決まっていく形になりますと、専用で我々が押さえるという形にはまだ決まってはございません。

以上です。

◎委員長 よろしいでしょうか。

◎委員 すみません、もう1点。■です。

◎委員長 ■委員、いかがでしょうか。

◎委員 2ページにあります小金井市民交流センター、これは仮という字でずっと書いてあるんですが、これはどういうふうになるのか。もう一つ業務の基準のところで、9ページのネーミングライツというのがあるんですね。この辺と関連があるんだと思うんですけど、ちょっと意味がわからなかつたので、その辺はどうなのかなと。

◎委員長 名称に関しましてのご質問だったと思います。

◎中谷文化施設開設担当課長 担当でございます。名称につきましては、今月、4月13日の市議会定例会におきまして、本日、ご配付させていただきました小金井市民交流センター条例というのを議会で可決をいただきました。条例の第2条にあります名称につきましては、小金井市民交流センターというのが条例上の名称になりますので、正式名称は小金井市民交流センターということでご理解いただきたいと思います。ですから、資料のほうも、もしもそういう仮称がまだついているところがあれば、それは誤りということになりますので、訂正をさせていただきたいと思います。

◎委員長 よろしいですか。条例のほうでは、確かにそのようになっていますけれども、ネーミングをどこかに云々というのはございませんでしたか。

◎中谷文化施設開設担当課長 そのとおりでございます。現在、条例上の名称は確かにかたいといいますか、こういう名称になりますが、通常どのホールにおきましても、いわゆる通称名といいますか、愛称というのがございます。小金井におきましては、現時点では、まず一時命名権というのが各自治体、全国的にそういう傾向がございます。本市におきましても、今年度におきまして、まずは命名権の実現性があるかどうかを年度前半で精査をいたします。ネーミングライツで一定の名前を売ることで歳入が増えるということであれば、それが妥当であれば、その方向性を決定したいと思いますが、それが今年度前半でうまくいかないというふうな逆の結論が出たときには、市民の皆様を含めまして、愛称を募集に切りかえて事務を行うということを視野に入れながら、名前については考えてございます。以上です。

◎委員長 ありがとうございます。ほかに施設の概要につきましていかがでしょうか。ございませんか。どうぞ、■委員。

◎委員 ■でございます。施設の名称のことに関するお尋ねするのがいいかどうかわかりませんけども、じゃ、名称をどこかが応募いたしまして、やりましたと。そうしたら、そ

これから施設に対しての収入があるわけですね。それはこの選定業者、指定業者の収入へ入っていくのか、それとは別に市のほうへ入っていくのか、そこのところはどういうふうになっているんですか。

◎中谷文化施設開設担当課長 今、収入がどちらになるのかという話なんですけども、指定管理者の収入ということになりますと、事業費自体の組み立てというのがちょっと変わってくるという考えになろうかなと思っていまして、わかりやすいのは、ここで公募をしたときに、我々、金額を一定想定している関係もありますので、市の方の歳入にできるのかなということも視野には入れているところであるんですけども、今、命名権の全国的な動きというのが、決していい状況ではないことがあります。通常、ランニングコストの1割以上ぐらいないと、最低でも企業のお名前をつけるというのは市民的に理解されないということも研究でわかっている部分がありますので、今、調べて調査をしている段階で私が発言するのも非常に恐縮なんですけども、なかなかハードルが高いというふうな認識に立ってございます。方向性としてはそのような形になっていくのかなと思っているところであります。

したがいまして、歳入のほうについて、現時点でどちらにするという明確な決定をしているものはございません。

◎委員長 よろしゅうございますか。ほかにございますでしょうか。

(発言の声なし)

◎委員長 特にありませんでしたら、また後ほどご意見、ご質疑を伺うということにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは2番目に、募集要項につきまして質疑を行います。いかがでしょうか。

◎委員 失礼します。

◎委員長 はい、どうぞ。

◎委員 ■■■です。指定期間が4年5カ月とありますが、これは交流センターなるがゆえに、恐らく安定性とか、そのような考慮があって、かなりのこういう長期間になっていると思われるんですが、その辺はいかがなものでしょうか。なお、市のほうの財源について、大分、新聞なんかでの批判がありましたけれども、そこら辺の市の固定負担というのはそのままになって、あの管理運営については、この4年5カ月間の指定管理者の収支の中で行われるということになるんでしょうか。

◎中谷文化施設開設担当課長 4年5カ月という期間につきましては、基本的には5年というスパンを考えております。また、こういった施設につきましては、やはりご指摘いただきました安定した運営で将来を見据えたところでということで、自主事業を打ったりとか、いろいろなことを考えますと、やはりアーティストの方を押さえたりとか、それぞれ事業者の方が事業を打つときには、事前に1年から1年半ぐらい前に実際にはいろいろ準備を進めていかないと、なかなか公演とかが実現できないという特殊性もありますので、期間を短くするというのは、私どもとしてはあまり想定をしていないということでございます。

あとは、指定管理料の関係でございますが、これも当時、市民のご参加をいただきまして、またその専門的な方も入れて、管理運営、実行計画とか、管理運営実施計画というものを作成してございます。この指定管理料につきましては、類似の同規模のホールでどのくらいの興行を打つかということも一定、そのあたり協議をいただきまして、大体、稼働率、それから採算性も検証した結果、このくらいの金額でやっていこうというふうな形で答申を委員会のほうでいただいているという背景でもって、今回はここで金額を提示させていただいているところでございます。以上です。

◎委員長 よろしゅうございますか。どうぞ、■委員。

◎委員 ■です。ちょっと関連するんですけど、1ページ目の下のほうに書いてあるんですけど、条例によって交流センターを設けると書いてあるんですけども、新聞とか、それから市のやっているパブリックコメントなどが大分いろいろと耳に入ってくるんですけど、あれを見ていますと、今この施設を持っている所有者の方が、都市再生機構だけでも、小金井市としては市議会で9月に所有するというふうに書いてあったので、その辺どうなっているのかなと。もし、市が購入しないとなると、スキームが全然変わってくるので、その辺どうなのかなと思いますけども。

◎委員長 よろしくお願ひいたします。

◎中谷文化施設開設担当課長 先ほど私のほうで指定管理の指定議案は、今年9月を予定したいということでございます。私ども担当としましては、今ご指摘がございました都市再生機構が現在所有をしている部分、権利床の部分があるので、全くあそこに何も権利を小金井市は持っていないわけではなくて、権利床の部分は旧公会堂のものがありますので、旧公会堂の部分は権利変換をして、同一敷地内に一定の権利は既に取得をしているという形になります。

ただ、残ったいわゆる保留床と言われる、グレードアップじゃないんですけど、公会堂であった価値だけでは取得はできませんので、その分を保留床という形で今後取得をするというような形になるんですが、その取得の時期についても、指定管理の指定議案と同じく、平成22年9月を予定しているところでございます。

ですから、取得をして、その管理運営については指定管理者にお願いをしたいというのが同時期に議案上程をするというような予定になりますので、手続的にはそういった形でご理解をいただきたいというふうに思ってございます。

また、市が買わない場合というふうなことでございますが、この間、市長をはじめ、市は買わないというスタンスは一度もとっていないというのがありまして、買うために、小金井市のものにするために、この間、市民の方、専門家の方を交えて、あのホールをどういうふうにしていこうかという協議をずっと継続してきた経過があります。ですから、これは相手側、売り手側にとっても、小金井市の専用のためにつくっているというふうな考え方にもなっていますので、向こうとしても、小金井市が買わないという選択肢は想定はしていないだろうというふうに思われます。また、小金井市が買わない場合について、特殊なホールというのが民間の需

要の中で売買できるかというと、そこについては、ほかの小金井市以外の者に売るとかというのは、なかなか現実的には難しいのかなというのも背景にあるというふうに私たちは理解しております。小金井市としては、取得をしていくという形でこの間もずっと動いておりますので、そういった選択肢ではなくて、いかにこのホールを取得した後、こういった指定管理を入れてうまくやって、市民に還元できるかということを研究しているといいますか、準備をしているということでご理解いただければと思います。以上です。

◎委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

◎委員 ■■■でございます。事前に配付されました提案書作成要領に関しても、今のところで質問してよろしいですか。

◎委員長 これはご説明がなかったんですけれど、どういう取り扱いで。

◎委員 その他のところでやればよろしいですか。

◎委員長 それでは、その他の項目がございますのでそちらで。

次の項目ということで、先ほどの事務局のほうからのご説明の募集要項の中に記載されておりましたけれども、関連いたしましての評価項目と配点、それから評点票でございます。それについて質疑を行います。評点票につきましては、お手元のほうに委員用と、それからアドバイザー用ということで、別紙が2枚あったかと存じます。それも含めてお願ひいたします。

◎委員 またいいですか。■■■です。配点のところなんですが、10ページの、配点を何点というふうに書いてあるんですけども、これは募集要項ですから、募集する候補者のほうに配られるわけですよね。それで、私は思うんですけども、この配点の数字そのものは、候補者に知らせる必要はないんじゃないかなという気がするんですけどね。というのは、確かに項目としてはこういうのがあるんですけども、こういうことでやっているよということでいいんですけども、それ以外のもの、ここに書かれないようなことも加味されると思うんですが、点数の実際の何点という数字そのものは、要項に載せなくてもいいんじゃないかなというのが私の意見です。

◎委員長 これに関連しまして、委員の皆様のご意見いかがでしょうか。

◎専門委員 ■■■です。事前に募集要項をいただいて、今日、ちょっとお話ししようかと思い、ご審議いただきたいんですけども、採点項目の内容は、私どもと委員の方と違っていて、特にそれは文化事業が加わっていますので、文化事業については、我々のほうが割と中心的にという流れで書いてあること自体は、私もこの方向では賛成なんですが、おっしゃられた、応募者に委員による違いと点数とか両方出ているというのが、どうかと私も実は感じます。ですので、こういった項目を、特にここはそのまま書いてありますので、委員用、専門委員用ということではなくて、採点項目ということで、全部あわせて項目立てをして、応募者には配付をし、点数も私個人の意見では記載をなくして、委員の名前をだすというふうに考えるんですが。

◎委員長 担当のお考えを。

◎中谷文化施設開設担当課長 一般的な今まで指定管理者の選定委員会での評点のところがど

のように記載されているのか、私、不勉強でほかの事例は見ていないんですけれども、評点と項目等を書いている関係がありますので、配点についてもわかったほうがいいんだろうということで、今回ここに載せているところです。先生方のほうにわかつていただいてということもあって書いてしまったというのが実態になりますので、今お二人の委員のほうからのご指摘がありますので、これについては、私どもとしてはちょっと削除してということでおろしければ、そのような形の対応は可能かというふうには考えてございます。

◎委員長 ありがとうございます。そうしますと、これはまだ配られてはいないわけで、これから始まるわけですね。

◎中谷文化施設開設担当課長 はい、配ってございません。はい、そうです。

◎委員長 今、中谷課長のほうからご提案があったんですけども、そうしますと、10ページと、11、12ページにかけましての13番の評価項目と配点の（1）の委員用、それから（2）の選定アドバイザー用の評価項目は残して、配点の内訳と総点のところは消すというご提案ですね。

◎中谷文化施設開設担当課長 はい。今、委員長のほうで補足といいますか、ご説明していただきました委員用とか選定アドバイザー用という表現につきましても、こちらについては外して、あの星印の項目自体は重複しているところはございますが、これらを1つにまとめた状態でつくり直して、あとは配点を取ってしまうということになるので、場合によっては表形式ではなくて、項目出しの書き直しになるのかもしれません、いずれにしても、そのような趣旨で訂正をさせていただければと存じます。

◎委員 1つ。■でございます。指定管理者もそうなんですが、公のところでそれに携わる人とか会社等を選ぶときに、この評価項目まで出しているのは、あまり見ないんですけどね。応募要領の中で、例えば頼むほうが、こういう点に重点を置いて我々は考えるよ、あるいはこういう点に重点を置いて記載してくださいとか、そういうようなところはあるんですが、細かい1つ1つ、これに何点とかというようなところはあまり見た覚えはないです。

◎委員長 ありがとうございます。今、前例のお答えを。

◎事務局 過去、総合体育館と清里山荘で評点を行っているんですけども、その募集要項につきましては、評価項目は載せておりますけども、評点は載せておりません。項目だけです。

◎委員長 ■ですけど、委員として関連してお聞きしたいんですけども、星印があって、中黒が幾つか並んでいる、非常に丁寧な透明性を高めているような募集要項になっておりますけれども、このあたりはどうなんでしょうか。つまり、大項目だけ出しているのか、あるいは中の細かいのも全部こういう観点でやっていますよということを募集要項としてこれまでやっていたのか、そのあたり、いかがですか。

◎事務局 項目のつくり自体は、清里、体育館も同じようなつくりをしております。

◎委員長 ああ、そうですか。

◎事務局 事務局です。ほかの市の例なんですけれども、横浜市で長浜ホールというのが平成

17年4月に要項が出てございます。こちらの要項を見ますと、審査項目と配点が記載されているものもございます。

◎委員 私も関連するんですが、国の資格試験の作文委員をやっているんですけど、やっぱり委員の中では、この項目と点数というのはもちろん大体決めて最初から載せておくんですけど、試験には出てこないですね、出さないでいます、実例として。ですから、取ってもいいのかなというふうには感じますけども。

◎専門委員 ■ですが。今、横浜の話が出たので、以前、私も横浜の財団にいたんですけども、やはりこれは情報公開のことがありますので、横浜は出せるものは全部出すということでやっておりました。

今こちらに、みなとみらいホールの平成17年の評価基準がありますけど、これは細かく、この項目が、5点、10点みたいなところも全部入っております。これはあくまでも事前には公表はしておりませんけれども、今、ホームページ上で見ることができます。というのは、終わった後は全部出しております。

◎委員長 募集の段階では。

◎専門委員 項目だけは出しております、採点の配点というのは入っておりませんけれども。

◎委員長 その結果も出しているということなんですか。

◎専門委員 評価の基準という冊子にしてこれを公表しております。この項目について15点の配点ですとか。

◎委員長 それは募集段階では。

◎専門委員 項目のみですね。

◎専門委員 よろしいですか、■です。ちょっと補足です。指定管理という中でも、今回は文化事業が入っていますので、感性的な要素が入ります。ですので、建築のコンペとか国際コンペとか、多少かなりいろんな形で関係しているんですけども、一般的には世界にも点数採点基準は出すべしというのが全体の論調なんです。ただ、こういった日本の指定管理は、例えばデザインコンペと違いまして、デザインコンペの場合はすべてが感性ですので、何を得点とするかというのをはっきりさせないと公平でないという考え方があるんですが、今回は管理者として、運営者としての要素もあり、それから文化要素もありということで、非常にある意味で複雑な形の採点になるので、逆に点数を出すことのデメリットというのは、私も受ける側なんかもしたことがあります。点数の多い配分にのみ全力を傾注するという、あまりよくない傾向が出てくる場合もあるので、今回、この小金井市に関しては点数は出さないほうがいいというふうに考えます。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご意見をちょうだいしまして、担当課のほうでも修正を出していただくということなので、この件に関しましては、募集要項の10ページから確認させていただきたいと思いますけれども、10ページから12ページにかけましての13の評価項目と配点というあたりですね。例えば配点というのを削っていただい

て、そして委員用と選定アドバイザー用になっておりますけれども、ここも込みとし、しかし評価項目は明示するということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、そのように進めていきたいと思います。

それでは、その他ということでございますので、どうぞ、[REDACTED] 委員のほうからよろしくお願ひします。公募に関してですが。

◎委員 [REDACTED] でございます。事前に送付されました資料の中に、提案書作成要項というのがございます。その1ページの基本的事項の2、公立文化施設管理運営の実績等というのがございます。ここにおきまして、実績がない場合はどうなんですか。応募できないのか、応募はできるんだけども、どういうふうにするのかとか、あるいは選考上はどういうふうに我々として考えるのかとか、どういうふうになっているんでしょうか。

◎中谷文化施設開設担当課長 今の募集の応募者のところでございますが、基本的には文化ホールをかつて担っていたとか、今も担っているといったところはそういうふうな書きぶりになりますけども、そういった方ではなくて、新たに例えば会社を起すとか、NPO法人として資格をして応募するというのは可能でございます。そういった場合に、書きぶりがどうなのかということで、ちょっと詳しくここに書いていなくて申しわけございません。あと、説明が最初からなくて申し訳なかったんですが、その場合は、それぞれ核となるスタッフになりますけども、スタッフの方がどういう館でどういうことをやっているということも、1つ、大きなその方の人脈とか実績という意味で加味される部分があります。ですから、各会社の実績もありますけども、その方が所属して、かつてこういう実績を積んできたということをご記載していただければ、そのような形で審議のほうをしていただけるものというふうに思ってございます。説明のところでは、多分、現地説明会のところではそういった詳しい説明もさせていただきたいというふうに思ってございます。

◎委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

◎委員 もう1点、ちょっと細かいんですけども、募集要項の中で、5ページの下に9番で経理に関する事項とありますね。これがずっと来て、その次、10番になっているんですけども、10番というのは(3)で、その次の11が10番というふうに、ちょっと内容は違いますので、経理と関係ないので、ナンバーリングの間違いかなというふうに思います。ですから、これを6ページの11番が10番に変更すると、その後のやつはみんな11、12と変わってくるんじゃないかなというように思いますけど、ちょっと細かい話なんですが。

◎委員長 いかがでしょうか。

◎中谷文化施設開設担当課長 今ご指摘いただきました経理に関する事項のところで、6ページの10番というのが(3)というふうなことではないかということなので、そのような形にして、順次、番号のほうは上げて振り直して訂正させていただきたいと思います。

◎委員長 すみません、9は、経理の収入とか、市がどうするとか、10のところは読み方ですけども、別項目のようにも読めるんですけど、どうなんですか、つくり方ですけど。つまり、10のところは、例えば口座を設けていつでも開示しなさいということを言っているわけですので、何といいますか、経理にかかる原則みたいなものを10でうたっていて、9は経理そのものについての事項はこうですよというように、私はちょっと読んできたんですけど、いかがでしょうか。直したほうがよろしいですね。違いますか。

◎委員 経理に関すると書いてありますよね。10番も経理に関することじゃないかなと私は解釈したんですが。

◎中谷文化施設開設担当課長 (3) という形に書き直して。

◎委員長 わかりました。

◎中谷文化施設開設担当課長 番号を振ってまいりたいと思います。

◎委員長 ありがとうございます。

そのほか、その他ということでございますけど、全般にかかわりまして何か。

◎専門委員 ■ですが、募集要項の4ページから5ページにかけてのリスクの分担ですね。これが確かに細かくはいろんなところに付記されている部分があって、そこを読めばということなんですが、この費用負担をもう少し細かく項目を立てたほうがいいのかなという感じがします。というのは、ホールの、ロビーで、だれかがけがをした、それをだれが面倒を見るのかというのは、ちょっと読み込めないと。よく、転んでとか、ガラスにぶつかって、ガラスを割るぐらいの大けがをしたとか、お客様がご自身だけがをされたりとか、さまざまなことが起こります。これは指定管理の責任ですよ、これは行政の責任ですよときちっと枠組みの中に入れおいたほうがいいのではないかなと思います。

◎委員長 いかがでしょう。関連しまして、■ですけれども、リスク分担という要望も初めてなんですけど、費用分担とか、法令用語として思ったりもしていたんですけど、7ですけれども、いかがでしょうか。

◎中谷文化施設開設担当課長 リスク分担（費用負担）というふうな形でありますので、こういった説明を本の中では結構やっているなというイメージがあるんですけども、あと、■専門委員のほうからのご指摘なんですけども、一定いろんな事故等の場合ということなんですけども、それを項目で書くというのは、非常にケース・バイ・ケースで難しいのかなという思いがあります。同じ階段で転んだにしても、施設のせいなのか、周りの状況なのか、本人のせいなのかということで、例えば損害賠償とかいろんな訴訟事項に入ることも考えられ、なかなかそれを先にうたってしまうというのは、ちょっと難しい点があるなということでご理解をいただきたいと思っておりますが。

◎専門委員 ■ですが、おそらく企業の方々の質問で、応募者からそういう話が出てくると思います、具体的に細かいものが。ですから、質問が出てきてから考えればいいのかもしれません、用意だけはしておかないと細かい部分まで業者さんのはうは質問をしてきますので、

そのときに結論を出しておかないとまずいと思います。

◎委員長 どうぞ。

◎専門委員 ■です。今のお話は、1つは業務の基準の中の書き方にも関係してくると思うんですね。いわゆる保険でありますとかという部分について、今のところ、明確には書かれていませんということもありますと、■委員の言うとおり、募集要項の表では、指定管理者の重大の過失、または業務の怠慢によるものか、構造上のものか、市側の問題かで、実は利用者によるという観点だけはどこの項目にもないんですね、これが。

利用者によるものについては、その内容によると非常に難しい点があると思うんですが、項目としては載せたほうが必ず出てくると思うんですね、基本的に。そこも市側としまして大きな配分があれば、要するに市民利用者、公会堂なんかの場合には市民の利用者で、あくまで市民ということなんですが、市民じゃない利用者もいっぱいいるわけですけども、そちらの側のときにそういった重大事故が起きたときに、仮に業務の基準の中でそういったものについての保険は全部入りなさいということを書いてある形になると、それは指定管理者の費用ですよと、それを超えた分について特殊なものについては協議によるというようなことになると思うんですが、それがちょっと書かれていなくて、ここにも書いていないとなると、本当に質問が殺到しかねないという感じになると思うんですけど。

◎委員長 担当、お願ひいたします。

◎中谷文化施設開設担当課長 今のいわゆる事件、事故等につきましてございますが、ホテルの場合、いわゆる市が所有しています。それから指定管理が通常の管理をしている。使用者、例えばその施設を借りて主催をする使用者がいて、利用される方、お客様、やはりリスク分担のところというのは、今ご指摘いただいたので、現地説明会までにはもうちょっと整理をしたいというふうに担当としては思ってございます。しかし、やはりどの事件、事故のときにどの人たちの分類でもって過失といいますか、事件が発生したのかということが、やはり個別個別なので非常にそれを系統立てて、例えという話で出すというのもなかなか難しいとは思うんですけども、そういう事故があるということは、専門家の方がおっしゃっているとおりかと思いますので、少しは方向づけというのは現地説明会までには整理をしたいと思っていますが、この仕様の中で、今そこまで書くというのは、申し訳ないですけど、ちょっと難しいのかなという印象なんですが、今、ほかの指定管理の応募要項で清里のどこも見たんですけども、やっぱりそこまでのリスク分担みたいなのは書いていないものですから、やはり難しかったのかなという思いがあります。一定、現地説明会の中で指定管理に応募される事業者の方々からご質問が来たときには、一定の説明をするような準備で進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

◎委員 ■です。募集要項の10ページです。評価項目と配点というのがありますと、従来は我々委員だけだったんですが、今度は選定アドバイザーという方々が入られた。そうすると、この評点の結論というのか、判定結果はどうなるんでしょうかね。単独の我々だけじゃないん

ですよね。今度は専門家の方の配点が入ってくる。そうすると、100点満点の評点と、片一方、125点の専門家の方の評点が入ってくる訳ですね。それを両方合わせてどうするのか、それはどのように考えておられるのか。

◎委員長 これは、この後、具体的にどうするのかということをご協議いただき決定したいと思っておりました。ありがとうございます。

◎委員 わかりました。じゃ、後で。

◎委員長 先ほどの [] 専門委員、[] 専門委員、[] 委員からのご指摘を受けて、担当課のほうでリスク分担、あるいは市、それから指定管理者、それからイベント関連の主催者及び利用者等のそれぞれの要素がありますので、ご研究いただいて、具体的な細かいことにつきましては、また担当のところでご用意いただくということでお願いしたいと思います。

それでは、もう1件ありますので、一応、質疑というのは以上でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎委員 先ほどのリスクに関連するんですけど、5ページの8番に指定管理者の運営基準とありますね。この中で安全に関することが非常に弱いので、(5)で、安全に関することと関連して書いておいて、その中にリスクのことも一言入るなら、いろいろといいんじゃないかなというふうに思います。ちょっと簡単ですけど、提案しておきたいなと思います。

◎委員長 そういたしますと、募集要項の5ページ目の8の運営基準(1)、(2)、(3)、(4)とございますけれども、項目を起して(5)ということで、安全配慮に留意するとか、お願いするとか、そういうことでよろしいでしょうか。

◎中谷文化施設開設担当課長 今のご指摘を受けまして、(5)として、例えば指定管理者が利用者、また、あそこはフリーなので、通行というか、休憩したりする人もいますので、そういったことを含めた利用者の安全についての配慮をするような言葉をちょっと追加をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎委員長 どうぞ。

◎委員 募集要項6ページですが、市が負担する費用というのがありますて、最初の22年1月1日から23年3月31日、これがこの金額ですね。あとは大きな金額、これは月数から見ると、えらい初年度が少ないんですが、これは何か事情があるんでしょうか。

◎中谷文化施設開設担当課長 最初の5カ月間につきましては、いわゆる自主興行等という、その興行を打たない準備をしているというのがメインになりますので、そこについての費用についてはそういうのを配慮した形で月数で一定少なくなります。ただ、ほかの年につきましては、自主興行とか、いわゆる稼働率が本格的に年間を通して始まってまいりますので、そういった関係で、入りもありますけども、出もあるということで、そういう形で試算をさせていただいております。

◎委員 初年度は仮稼働みたいなものだから、それは少ないというわけですか。

◎中谷文化施設開設担当課長 そうです。

◎委員 わかりました。

◎委員長 ありがとうございます。じゃ、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、ちょっと急いで申しわけございませんけれども、以上で本件についての質疑を終了いたします。

先ほど ■ 委員から出たことに関連いたしましてですけれども、今回の公募に当たりましては、従来の方法と相違する部分について、ここで特に確認をしておきたいと思います。1つ目は、募集要項の2ページ目をごらんいただきたいと思いますけれども、3の募集の概要の(3)の3つ目の段落のところに関連することでございます。そこに、「審査は、」、ちょっと飛ばして読みますけど、「指定管理者選定委員会が行いますが、同条第8項の規定に基づき、文化ホールの管理運営並びに芸術文化及び公演の分野で専門的知識を有する者(選定アドバイザー)も参画します。」というふうになっております。これはご出席いただいている専門委員の ■ さんと ■ さんが今後、本委員会の審査に参加するということでございます。この点につきましてご異議ありませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、異議なしということでございます。

それから同じく、募集要項の7ページ目をちょっと開いていただきまして、(7)第2次審査(ヒアリング審査)というところの2番目の段落をご覧いただきたいと思います。読ませていただきますと、「選定委員会では、第2次審査の点数により、指定管理者の候補者とすべき順位付けを行い、その結果を小金井市長に答申します。」云々、以下ちょっと略しますが、このことの意味ですけれども、次の8ページの(8)をご覧いただきたいと思いますけれども、従前と違いまして、そこを読ませていただきますと、「市は指定管理者の候補者を指定管理者として指定するに当たっては、次に掲げる小金井市議会の議決に付し可決すること(以下「議決」という。)が必要となります。なお、議決を得るまでの間に、選定された第1順位の指定管理者の候補者について、指定の手続きが不可能となる事情が生じた場合や指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、当該候補者を指定管理者に指定せず、第2順位の候補者を指定します。」という文章がございます。このことですけれども、確認させていただきたいんですけど、この募集要項の原案では、今申し上げましたように、第1順位が指定できない場合は、第2順位を候補者とするということです。従前の取り扱いは、第1位のみを合格としておりまして、第2位以下は全部不合格というふうにしておりましたけれども、今回はそうではなくて、今のように第1と合格、それから第2というふうに改めるということですけれども、このことにつきましてよろしゅうございますでしょうか。

◎委員 ■ です。「指定の手続きが不可能となる事情が生じた場合や指定することが著しく不適當と認められる事情が生じた場合」というのは、これはどういうことを想定されているんですかね。

◎中谷文化施設開設担当課長 ここで表現については、不可能ということは、例えば今回の指定管理者の募集につきましては、1社ではなくて、それぞれ例えば維持管理をするビルメンテナンスをする会社と、それから企画提案をするようなソフト事業に強い会社というのが、通常の場合はグループという形で共同体として応募されてくるケースがあります。ですから、それぞれの企業の力が例えればあったというふうに見込んでいても、どこかでその会社のグループ会社のほうで何かだめになったというとき、全体がだめになってしまふということも想定がされるのが特殊事情もあるのかなという思いがあります。

あとは、ほかのところでも一般的なんでしょうけども、やはりその企業でいわゆるイメージの悪い何か不祥事が起きるとかということとかもありますし、特に今回、スタッフの充実ということも1つ要素にありますので、そのスタッフ想定されているものが実は核となる人がいなくなるとかという話になると、いや、ちょっとそれはというふうに、会社は同じ名前になっていても、その想定されるスタッフが違うんですよと言われたときとかいうのがあると、それは我々としては一定そういう形では指定の手続に入れないなという判断がされるかと思ってございます。以上です。

◎委員 それは市議会の議決までの間ということですね。

◎中谷文化施設開設担当課長 そうです。

◎委員 了解しました。

◎委員長 よろしくおざいますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 それでは、第1と第2ということで、文言どおりに第1を当委員会で選定いたしますけれども、ここで書かれているような事情が出た場合には、第2順位の候補者を指定することにさせていただきたいと思います。

◎専門委員 すみません、■です。

◎委員長 はい、どうぞ。

◎専門委員 これは、質問ですが、第3位はないという意味ですか。

◎委員長 原案はありません。

◎専門委員 そうではなく、要するに、第1次審査で3団体決めますよね。普通、3団体決めると、順位繰り上げだと、1位がだめなら2位で、2位がだめなら3位で、それ以下はないということですか。1位と2位だけということですか。

◎委員長 読み方なんですけども、おっしゃるとおりに、1次では3つですね。

◎専門委員 3団体ですね。

◎委員長 2次ではヒアリングして、2位までで、3位はアウトという。

◎専門委員 3位はないということですね、この表現は。

◎委員長 そう理解いたしましたけども、いかがですか。

◎中谷文化施設開設担当課長 この仕様のつくりでは、1、2の順位をつけるということで、

3番目はいわゆる不合格といいますか、指定はしないという読み込みということになります。

◎委員長 そういう読み込みはいいんですけども、考えはどうしたらいいんですか。ヒアリングまでいったけれども、理由は。

◎中谷文化施設開設担当課長 私としては第1位がダメで、第2位と、そういうことがレアなケースだというふうに想定をしていたので、第3位のところまで指定が流れるというふうにはちょっと想定はしておりませんでした。

◎委員長 それは全部ダメだと。

◎中谷文化施設開設担当課長 はい。

◎専門委員 ■■■です。通常は、3位まで選んだら、これが5位とか10位とかということだったら別なんんですけど、3位を選んだら、3位までは繰り上げの資格があるというのが通常だと。

◎委員長 つまり、3つのうち1位と2位だけ決定して。

◎専門委員 ええ、理由がよくわからないんですね。

◎委員長 3位は。

◎専門委員 もちろんレアですよ。1位もダメ、2位もダメはレアですけれども、いかがかですか。理由がよくわからないというだけの話ですけど。

実はいろんなケースがありまして、1位で順位をとった者が辞退をするケースは結構あります。逆に、こちらがお願いしたくても、申し訳ないんですが、受けられませんというケースは、結構全国であります。こういった指定管理の場合は。ですので、レアと言いましたけど、そんなにレアじゃないんです。

◎委員長 ああ、そうなんですか。

◎専門委員 ええ、共同企業体が壊れるということも結構あります、もちろん。特に企画で提出する場合、仮にある企画のところがあって、そこがほかのもっと大きなところの指定管理を受けたので、ちょっとこちらは辞退させてくれという、JVの中で、というようなケースとかが結構あるんですね。というのは、ご承知のように、さつき説明があったみたいに、半年なり1年以上前にブッキングしますので、指定管理を受けるということは、それなりのリスクなんですね。というのは、決まっていないのに話をかけなきやいけないというのがあって、そうすると話しかける対象が、そろそろ有名なきちっとしたところというのは、何カ所も声をかけられないで、別なところになったときに、そのあれを別のほうにとか、いろんな事情が裏ではあるんですね。ですので、そんなにレアではないとお考えいただいたほうがいい。

◎委員長 そうしますと、■■■専門委員のお考えですと、ヒアリングまでいったならば、一応、1、2、3と順位を付けておいたらどうかというお考えでございますか。

◎専門委員 はい。

(「危険回避ですね」の声あり)

◎専門委員 そうなりたくないんですけど。

◎委員長 しかし、担当課のほうでは、1、2だけで、3はもう流れてというのは変な話なんですけども、建物ができて、平成22年11月に竣工して、23年3月からやっていくということですね。

◎中谷文化施設開設担当課長 そうですね。3位以内の団体を、今だと、1次選考でとりあえず3つを選出しますので、2次で1、2、3という順番がつくんですけども、実質的には1次審査でとった3団体は、そうすると1番と2番がもしも不適格となつたときには、いずれにしても、1次で受かった人は指定管理の対象団体に入るという絵柄になるというふうなことも、また一方で出まして、だから、1、2、3というのは、順番を必ず振れちゃうんだよというのではなくて、ちょっとと考えとしては、1は1番で決定し、もし1番が不適格となつたときは2番だけど、3が本当にいいグループの団体なのかどうかという、要するに3番目にきていますけども、やっぱりこの3番目はだめだよというふうなものも、逆に判断が必要になるというのも、ちょっと今、私、ここで座っていて考えたんですけども、そういうこともあろうかなと。ですから、1次で3つ選んで、3つに1、2、3と必ず振られて、1番、2番がだめだったら3番目もいいんですよというふうになっちゃうことにも今なつていたので、その辺の3番目とかの適格、不適格みたいな判断も考え方によっては必要になるのかなんていう感想を今持つたところでございます。

◎専門委員 ■■■ すけども、すみません。3団体というところにまた戻っちゃうんですが、3位までにするというのがちょっと絞り込み過ぎなのかなという。大体、横浜でやつたときは5団体ぐらいがプレゼンをしました。ただ、5団体やると、長時間のプレゼンになって、委員の皆さんのが大変です。けども、おそらく相当の応募があるだろうと僕も読んでいるんですが、3位まで絞っちゃうよりも、もう少しゆとりを持っておけば、順位づけをして1位、2位で、その次にまた、どうしてもだめな場合には繰り下がつてくると思うんですが、3位までしか選ばないと、全部合格だよという話になっちゃうのも問題かもしれませんね。

◎委員長 それは相当見込んでいますかね。いろんな箱物をいろいろつくっていますけれども、どうなんでしょう、その需給関係は。

◎専門委員 ■■■ ですが、今、全国で新しい施設を業者さんは探しています。大体20年ぐらいたつたところで公募にかけると、数は少ないようです。それは修繕やら何やらで余分なお金がかかつてくるので、ちょっと手を引くんです。僕は、小金井市では新しいこと、この中央線の沿線ということで応募企業は多いだろうと思います。件数としては、10、20というオーダーではないだろうと思っています。

◎委員長 ああ、そうですか。はい、どうぞ。

◎専門委員 ■■■ です。これはいろんな見方と考え方で、■■■委員と多少私はちょっと考えが、その点に関しては違うんですが、応募の数についてはわかりません。ただ、2つや3つじゃないというのは確かだと思います、これは。ですが、逆に3団体以内ということで、第1次と第2次をどう考えるかなんですが、私の感想で言いますと、第1次審査では、選んだ3団体は、

どれに委託しても管理運営については問題がないという観点で、管理運営上、要するに文化事業を除いて、まずこの3団体は全く問題はないというものを選ぶべきだと思います。

その中で、文化事業については、さまざまな見方と感性があるんですが、その中で順位づけをすると。したがって、選んだ3団体については、管理運営については仮に3位であろうと、きちんと運営はしていってもらえるだろう。それから、安定的な運営をしてもらえるだろうというようなことであるというふうに考えて、3位までオーケーだというふうに私は提案をしたいと思っているんですが、それを5位、10位となると、ちょっとそうはならないかなという気もして、3位に絞ってしまう。極端に言って、仮に非常に応募が少なくて、2グループしか安心がなければ、2つでいいと、3位以内と書いてありますから、というケースはないと思いますけど、という考え方で2つの段階を1次と2次はそういう区切り方をするということがいいんじゃないかと私の意見では考えているんです。

◎委員長 ありがとうございます。委員の皆さんいかがでしょうか。

◎委員 ■■■です。ちょっとよくわからないんですが、市議会はいつでしたか。

◎中谷文化施設開設担当課長 9月の議会です。

◎委員 9月ですか。

◎中谷文化施設開設担当課長 はい。

◎委員 これは我々のこの委員会で選ぶのが、7月末ですね。

◎中谷文化施設開設担当課長 末あたりですね。

◎委員 2カ月ですね。そうすると、選ばれた3団体、指定管理者として、1位ではない、3位というところでも、そういうところがほかのいい案件があっても、選ばれるかもしれないから、躊躇したりするかもしれませんね、次の新しい案件を。そうすると、2カ月ぐらいなら大丈夫かなと思うんですが、こうやって選ばれる団体に、逆から言うと、その団体が業務運営を他から得る機会を奪うような、そういうリスクといいますか、そういうものがありますね。そういうことを課すということは、応募者がやめておこうかというような行動につながらなければ、まあ安全で3つ残しておいてもいいかなと思うんですが。こういうところの団体についての行動基準といいますか、行動パターンというのはよくわかりません。市としては、いい団体がどんどん応募してくれたほうがいいわけですね。2カ月という期間に、3番目なんだけども、上がだめだったら、選ばれる可能性もあるが、団体の人数にはやはり制限があるので、ほかの良い案件を手控えざるを得ないというような話になつたら。じゃ、小金井市の案件に応募するのをやめようかというような行動パターンをとるような団体が多いのか、どんなものなんでしょうかという質問なんですが。

(「難しいですね」の声あり)

◎専門委員 ■■■ですが。確かにいろんな状況が起こるとは思うんですけども、売り上げとして大体毎年2億円、3億円というお金が毎回入っている訳です。今多いところが1社で10何カ所もやっているところがあるんですね。かなり皆さん、本格的に始めております。今の■■■

■ 委員のご心配はまずないだろうと思います。

やはり、とるということが企業にとっては、売り上げがそれだけ上がる訳でございますので、メリットがあります。

◎委員長 そういたしましたらば、いかがでしょうか。今の7ページ、8ページにかかる第1次審査、3団体以内、第2次審査ヒアリング、そして規定につきましては、原案は募集要項では第1位、第2位順位というふうになっておりますが、今、専門委員の方、それから委員の方からヒアリングのところは第1、第2、第3もあり得るというご意見が出ておりますけれども、総合的にどういたしましょうか。原案でまいりましょうか、それとも修正。はい、どうぞ。

◎中谷文化施設開設担当課長 ただいままでの協議を聞いていまして、私としては、3位までつけても問題ないのかなというふうな今思いになりましたので、もしよろしければ3位までの順番をつけていただくということで、今後、協議のほうを進めていただけたらというふうに思うんですが、それであれば、私どもも、そう想定して直して公募に図りたいというふうに考えているところでございます。

◎委員長 ありがとうございました。そういうことで、担当の課長さんからそういうご意見をいただきましたので、それでは、そこを修正ということで今後お願いいいたします。

それでは、3つ目はご協議最後ですけれども、先ほどの10ページ目でございます。13、評価項目と配点ということですね。ここで点数は落とすということになりましたけれども、■ 委員のご質問はこちらですね。これに関連いたします。これは公募のところでは落とすということですけれども、原案では、委員のところは100点、それから選定アドバイザーの専門委員のところが125点ということに関して、そして両方を合計して最終的に判定するというのが原案ですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

◎委員 ちょっとよくわからないので。今、前例のない選定アドバイザーという方々が登場してこられた。これは結局、どういう最終判断になるわけなんですかね、よくわからない。

◎委員長 最終判断は、通常は、指定管理委員は5名ということですけれども、今回は条例のところでしたか。お手元の。

◎中谷文化施設開設担当課長 第16条の8項です。

◎委員長 指定管理者選定委員会のほうの第16条8項のところに、すみません、今ちょっと確認いたします。必要に応じて指定にかかる公の施設に関しては、専門的知識を有する者の意見を求めることができるというのがもとの条例のつくりになっております。そこで、ご出席をいただいて、既にご意見もちょうだいしているということですけれども、それを受けまして、具体的な評価の仕方として、専門的な文化にかかるところが、私どもは必ずしも明るくありませんので、専門委員のお二人のアドバイザーのほうから、特にこのあたりについてご説明いただけますか。

◎中谷文化施設開設担当課長 担当でございます。指定管理の手続に関する条例のほうでは、特に必要が認められればご意見を伺って、指定管理の選定に生かしていくというふうな趣旨で

あるかと思います。

私ども担当としましては、先ほど来、委員長のほうからもご説明があるとおり、施設の管理という関係におきましては、標準的な形でいいのかなというふうな思いがあるんですけども、特に市民交流センターにつきましては、本市の場合におきましては、平成18年3月で公会堂を閉鎖して以降、こういった業態においての行政としてもなかなかスキル等が継続されないというふうなこともあって、選定をするに当たっては、また市民の参加とか、市民ニーズということがある中で、専門的な運営をしていくというふうなことについては、より今の業界といいますか、その関係するところでご活躍をしている方々の意見をいただくということも今思っております。

また、当時、指定管理を選定するに当たっては、そういう専門的な方の意見もいただきながら、指定管理の選定についてはしたほうがいいというようなことも17年、18年当時の計画書のほうにも答申をされているということも一方でございまして、今回、私どもとしては、人数としては2名程度がよろしいのではないかということで、特に今公立文化施設協会の中で活躍されている方とか、また現場で企画運営をやっている業者、事業者の方、使う立場と、また利用する立場、それから使われる立場ということも踏まえて、ご助言をいただければ、適切な指定管理者が、なお正確に選べるのではないかということで、今回はこのようなご提案をさせていただいているところであります。

評点につきましても、細かくなるということもありまして、今回このような評点票をつけているということで、それぞれ先ほど申し上げました、例えば人員配置なり適切な体制とかというその辺も、どういったスタッフがかかわるのかとか、どういう体制でやるのかということも見抜いて、より具体的に実現性の高い、本当にこの方たちに任せられるということをぜひそういう専門の目から選んでいただきたいという趣旨で、このような形にしたようなところでございます。よろしくお願ひいたします。

◎委員　■です。2ページの真ん中ごろに、審査云々とありますて、同条第8項の規定に基づき、文化ホールの管理運営並びに芸術文化及び公演の分野で専門的知識を有する方が参画される。

次に、指定管理者の候補者は、指定管理者条例第4条の規定に基づき、選定委員会の審査結果をとあるわけですね。この場合の選定委員会の審査結果というのは、選定アドバイザーの意見も参考にした結果の選定委員会ということなのか、その選定アドバイザーを除外した選定委員会なのか、これはどういうぐあいに読むのですかね。

◎委員長　読み方ですけど、私の理解では、上のところが選定委員会になっておりますので、選定委員会の審査結果というのは、指定管理者の委員と、それから選定アドバイザーの両方を。

◎委員　含めたという意味でしょうか。

◎委員長　そういう読み方で読んでまいります。

◎委員　でしょうね。それで理解できます。

◎委員長 よろしいでしょうか。

◎委員 なお、続けて話しますが、そこで今、おそらく審議になるところの委員のほうの評点と選定アドバイザーの評点との総合判断の結果とは一体どういう配点になるのか、それはなお解決していない問題ですね。

◎中谷文化施設開設担当課長 担当でございます。配点は、ここに今想定をした15点とか30点とか書いてあります。5名の先生方につきましては、100点ずつで500点、それから選定アドバイザーの方は125点満点ですから、2人で250点になりますので、合計で750点満点という形での評点になるというふうに考えてございます。以上です。

◎委員 わかりました。750点ですね。

◎委員長 ありがとうございます。そういたしましたら、よろしいでしょうか、これに関連して3点につきましては、ちょっとまとめさせていただきます。評価項目と配点に関しましては、募集要項の、これは修正されますけれども、そこに書かれてあることです。それから、別紙のお手元にございます評点票ですね、委員用とアドバイザー用、こういうことで、提案のとおりとさせていただきまして、審査に当たりましては、委員5人と専門委員2人の採点結果を合計いたします。合計点は750点満点ということです。総合合計点数の高い団体から第1位、第2位、そして第3位ということにするということによろしいでしょうか。ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、異議なしというふうに認めさせていただきまして、ただいまの協議のとおり決定することといたします。

今、審議しております小金井市民交流センターの公募につきまして、当選定委員会といたしまして、附帯意見はつける必要はございますか、いかがでしょうか。もしあった場合には、意見をつける。なかつた場合には、諮問のとおり認めるという答申をすることになりますけれども、附帯意見なしでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 それでは、諮問のとおり認めるというふうに答申をすることにしたいと思います。異議なしということで、ありがとうございました。したがいまして、本件につきましては、ただいま申し上げましたとおり答申するということに決定いたします。

そこで、大変長時間になり申し訳ありませんでしたけれども、小金井市民交流センター関係の担当者と専門委員はここで退席なさいます。どうもありがとうございました。5分程度休憩いたします。もう1件ございます。

(休憩)

◎委員長 それでは、再開いたします。

次に、平成22年度の諮問第2号、東小金井北第9自転車駐車場の指定管理者候補者の選定についてを議題といたします。

諮詢に当たりまして、説明のため、担当職員に出席いただいておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

◎事務局 本件につきまして、説明のため、担当課から川村交通対策課長です。

◎川村交通対策課長 川村でございます。

◎事務局 それから、竹中副主査です。

◎竹中交通対策課副主査 竹中です。よろしくお願ひします。

◎事務局 西山主事です。

◎西山交通対策課主事 西山です。よろしくお願ひします。

◎事務局 そして、指定管理者候補者として、社団法人小金井市シルバー人材センターから、片村次長です。

◎シルバー人材センター 片村です。よろしくお願ひします。

◎事務局 それから、藤村統括責任者です。

◎シルバー人材センター 藤村でございます。よろしくお願ひいたします。

◎事務局 以上の出席いただきてございます。よろしくお願ひいたします。

◎委員長 それでは、説明をお願いいたします。

なお、■委員を除きまして、平成22年2月1日に武藏小金井南第5自転車駐車場外3施設につきまして、今回と同様、シルバー人材センターを指定管理者候補者とする案件について審査を行っておりますので、説明はできる限り簡潔にお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

◎川村交通対策課長 交通対策課長の川村でございます。よろしくお願ひいたします。

それではまず、お手元に資料がございます中の地図をごらんいただきたいと思います。今回の第9自転車駐車場というのは、東小金井で今現在、北口で行われております区画整理事業が進んでおります。この区画整理事業の中で平成22年度、今、管理をしております自転車駐車場が道路の建設の中に入ってしまうということで、これを廃止し、また第9の代替地として駐車場をつくるということでございます。

それから、今度は指定候補の選定する団体でございます。これは今、委員長のほうから紹介がありましたように、社団法人小金井シルバー人材センターというところで、現在、小金井市の18カ所すべての自転車駐車場を管理をしていただいているという状況でございます。これは、平成18年から本年22年までの5年間、指定管理をお願いしているという団体でございます。

今回この3つの駐車場を廃止し、新たに1つつくるということで、この新しくできます駐輪場への移行をスムーズに行うためには、今現在行っております社団法人シルバー人材センターさんにお願いをし、指定管理として担っていただくということでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、事業計画書等につきまして、シルバー人材セン

ターさんから補足する説明があれば簡潔にお願いいたします。

◎シルバー人材センター よろしくお願ひいたします。

先日、2月に指定管理者の選定委員会に出席させていただきまして、そこでご説明させていただいた内容と特に変わりございませんので、きょうにつきましては、説明のほうは省略させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいま概要の説明がございました。そして、お手元にかなり分厚いものになりますけれども、事業計画書等につきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

◎委員 ■■■ でございます。選定の過程をもう1回確かめさせていただきたいと思うんですが、2月のときは、今まで西友の裏の場所が急に決まりましたと。次の新しい場所決めとか、そういうものに期間があまりございませんと、したがって、今までお願いしていたシルバーさんにそのままやってもらったほうが、これはよろしいんですという経緯だったと承知しております。

ところが今回の場合は、どういうことで既にシルバーさんのという話で、ここに上がってきているのかというところがちょっとよくわからないんですけども。

◎委員長 お願ひいたします。

◎川村交通対策課長 今回につきましても、東小金井の区画整理事業が今進んでございます。我々もその進み方については、区画整理を行っております部署と我々と、どこがどういう計画の中で、今後もこれは続いていく事業でございまして、結局、広い範囲で区画整理が行われますので、今ほとんどの東小金井の駐輪場は区画整理の事業の中に入っていますので、事業の計画とともに、どこをつぶして、これをまた代替地として持っていくかなきやいけないということがございました。

それで、先ほど申し上げましたように、ちょうど平成18年のときから、5年という契約の中で指定管理を今シルバーさんにやっていただいている。この5年間の指定管理の契約の中で、当然この今回なくなってきた3番、4番、6番という駐輪場も、今はシルバー人材センターさんが管理をしていただいているということでございます。

そこをなくして、そこにいる人たちを結局、新たなところに持っていくということに関しては、前回2月のときにお願いした武藏小金井の北の駐輪場と同じような状況でございます。これを新たに、また指定管理を別の者を考えることになりますと、ちょうど5年間の5年目に当たり、区画整理事業の進捗に合わせて今回もこういう措置をしたということでございます。議会のほうも平成22年第1回小金井市議会定例会におきまして、この駐車場の条例改正につきましてもご議決いただいたということでございます。それに合わせて何とか7月ごろまでに移行していくかなきやならないというところで、これを時間をおくらせることなくやらなければならず、今回のような措置になりました。以上です。

◎委員 今の説明でよくわからなかったんですが、当初の5年間の最後の1年間であるからそ

のままお願いしたいというところですか。

◎川村交通対策課長　はい。

◎委員　わかりました。

◎委員長　よろしいですか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

◎委員　■です。今回の東小金井第9駐輪場は、18カ所、既にやっておられるということで、人材センターさんにお願いして立派に管理をお願いしているということなので、これからやっぱり廃止されたり、あるいは新設されたりする場合、その都度、指定管理者を審査しなきゃいけないのかなと。むしろ、駐輪場という事業を一括して人材センターにお願いするということを決めてしまえば、これから改廃があっても、変わっていっても、改めて指定管理者の選定をする必要がないんじゃないかなというふうに個人的に考えるんですけども、もし、それを単独に第9だけをまた別の管理者にお願いするとなると、やっぱり人事面とか、経費の面、この辺で大分不都合が出てくるんじゃないかなというふうに考えますので、私の意見としては一緒でいいんじゃないのかというふうに思います。以上です。

◎委員　■委員です。近隣の三鷹とか武藏野市に聞いても、小金井市の駐輪場の管理によく行っているという話を聞くわけです。ただ、いわば現状において独占的な駐輪場運営をシルバーが任されているという点において、やはり反省とか、切磋琢磨というのか、そこら辺の努力は当然やっておられると思うんですが、そういうことに対する心構えもお聞きしたい。

それから、駐輪場収支がシルバーの全体収支の中でおそらく2割以上を占めると思うんですが、そこら辺の数字が一体どうなっているのか、担当人員は一体どのぐらい割いているのかとか、そういう点を伺いたい。とりわけお願いしたいのは、独占的な立場に甘えずに努力していただきたいという点を念を押したいと思います。以上です。

◎委員長　お答えになられますか。

◎シルバーパートナーズ　まず、確かに今、市単位の有料自転車駐車場については、シルバーパートナーズのほうですべて運営をさせていただいております。それで、今、確かにおっしゃられましたように、やはり競争が今のところありませんので、甘えとか、そういったものも出てくる可能性が十分あるということで、シルバーパートナーズとしましては、この駐輪場のお仕事に限らず、毎年必ず、特に駐車場というのは利用者と直接接する場ですので、接遇研修とか、そういった市民サービスに少しでも気持ちよくご利用していただくような形の研修というのは実施しております。それは毎年1回、必ず最低でもやっておりまして、また今年度も夏ごろやる予定であります。

そのような形で、市民サービスに対して、いつも気持ちを一人一人の会員が持つような形でシルバーパートナーズとしては研修を行っているという形です。

それとあと、人員等につきましては、今度の東小金井北第9駐輪場につきましては、機械式の駐輪場になりますので、そのままで実際にほかの駐輪場の機械式の駐輪場もそうなんですが、基本的には朝2名体制、6時半から10時までが1名、あと6時半から8時半までが1名とい

う形の体制で、こちらの駐輪場のほうについては体制を一応組んでおります。

また、今回のこちらの北第9につきましては、かなり収容台数が多いので、途中で午後お昼過ぎぐらいに巡回を1回やりたいという形で、そこでまた整理とかを行いたいと思っております。

あと、機械式のほうは、特に一時使用のところにつきましては、機械で台数管理というのを行っておりまして、それが適正かどうか、それは毎日ほかの駐輪場でも見ているんですが、そのような形で巡回のところはやっていきたいと思っております。

以上です。

◎委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

◎委員 人員とか、今2割ぐらい収支の中で収入というのか、駐輪場は。シルバーの中で駐輪場業務は、おそらくシルバーさんの収益の2割以上だと思うんですが、そこら辺どういう数字になっているんでしょうか。

◎シルバーパートナーセンター 大体今のところ、2割ぐらいですね。大体年間で4億9,000万円ほどの契約実績がございますので、その中で約1億円という形になっております。

◎委員 何人ぐらいやっておられるんですか。

◎シルバーパートナーセンター 就業人員は、駐輪場すべてで約100名。

◎委員 わかりました。

◎委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

◎委員長 それでは、特に質疑がないというふうに理解いたしますので、以上で東小金井北第9自転車駐車場の指定管理者候補者の選定についての説明と質疑を終了いたします。

◎委員 委員長、先ほどの [] 委員からの質問に対しては。

◎委員 今後も同じように、ここを廃止したよ、新しくつくったよということで、指定管理者として審議しなきゃいけないのか。

◎委員長 失礼しました。いかがでしょうか。申し訳ございません。

◎川村交通対策課長 これから駐輪場につきましては、確かに1つ、今回のように廃止があるたびに条例の改正、当然、有料自転車駐車場の条例がありますので、その中に各駐輪場を設置していくべきやならないと条例改正の手続は、市議会を毎回経なければいけないということになっております。

指定管理につきましても、確かにこれから先を考えますと、今、全部民地を借りての駐輪場の経営でございますので、高架下を今JRと詰めておりますので、高架下に順次これから設置していくような状況になっていくと思います。

ただ、それをこれからまだどうつくるかわからないものについて、なかなかシルバーさんにこれから先も全部やっていっていただくんだということは難しいかと思いますが、これから先についても、順次、ここで先ほども [] 委員のほうにお答えしましたように、ちょうど

5年目に当たりますので、平成23年から、どういう計画のものを我々が持つて、これをシルバーさんか、またはさつきも言いましたように、競争意識を持っていただくような選定になっていくのか、その辺も含めて、また次回の選定をしていく上で、■委員の今のご意見を参考にしながら、ある程度決めておいてやってもらうという方法がとれるんであれば、それも今後の研究課題にしていきたいというように考えてございます。よろしいでしょうか。

◎委員長 どうぞ。

◎委員 ■です。今、お話の中で、JRのいわば高架下、そこら辺の見込みというのは相当アプローチをしていらっしゃるんでしょうか。

◎川村交通対策課長 現在、これは高架下は小金井市だけではなくて、立川から三鷹間ですので、武蔵野市全部、この辺の近隣市と一緒に、JRと高架下について、どういう利用方法があるのかということで交渉してございます。

今回、小金井市の市域が高架下が使えるという状況ではございますが、これはただ全部使えるということではなくて、小金井市が出資した分の何%というところしか使えませんので、前にも申し上げましたかもしれません、今JRさんもその高架下の駅の近い場所、モール構想といいますか、今、お店をたくさん入れてつくりたいという構想を持っています。そこと自転車置き場との関係、当然、鉄道管理者としての責務もございますので、どこにどういう駐輪場をつけるか、これは私ども担当者レベルの会議はもう10回以上やっており、その中で、高架下の位置になるべく今調査も行ったところですので、将来に向けた台数を設置していきたいというように考えてございます。

◎委員 ■です。今のお話で、交渉が進んでおられると。そうすると場合によっては従来の駐輪場が集約されるということもあり得るんでしょうね。先の問題ですが。

◎川村交通対策課長 特に武蔵小金井で今お借りしている地主さんたちとのお約束では、高架下に駐輪場を設置するまでの間お借りするというお約束をさせていただいておりますので、当然、高架下をつくり、今のお借りしているところは返還をしていくということで、地主さんたちとの一定のお約束がありますので、そのように向かっていきたいというようには考えてございます。その必要台数が、どうも高架下にすべて入っていかないというような状況もございまして、こういう民間の土地をお借りしてやっていく部分と、それから高架下を使いながらやっていく部分と、将来に向けて、前回もお話ししたように、地主さんから返還命令をもらったら、どうするか。どたばたするようなことがないような設置はしていかなければというふうに考えてございます。

◎委員 よくわかりました。ありがとうございました。

◎委員長 それでは、今後どういうふうにやるかというのは、また、議論することにいたしまして、それじゃ、シルバー人材センターと関係者さんがご退席をいただくということで、お願ひいたします。本日は大変ありがとうございました。

それでは、担当部局につきましては、残っていただくということで、これから東小金井市第

9 自転車駐車場の指定管理者候補者として、事業計画書を提出されております社団法人小金井市シルバー人材センターを選定することにつきまして、当委員会として審議を行っていきたいというふうに思います。ご意見等がございましたら、ご発言をお願いし、最後に、当委員会のまとめとしましては、もし委員が意見があれば、意見をつけて市長に答申するということになりますので、よろしくお願ひいたします。いかがでございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

◎委員 附帯事項が要るのかどうかちょっとわからないんですけど、さっき言いましたように、管理面とか、あるいは人事面ではやりとりがあると思うんですけども、そういうこととか経費なんかの面を考えると、駐輪場というのは1カ所にお願いできればなというふうに思います。

◎委員長 1カ所です。

◎委員 指定管理者を。

◎委員長 一括して。

◎委員 そのほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけど。

◎委員長 平成22年2月1日の今手元にいただいている前回の当委員案では、3点ほどつけておりまして、今、■委員のご意見は、それをつけ加えるということになるかと思いますけど、1点目は、一般的な意見案のようにも思いますけど、第1点は利用者にとって使い勝手のよいサービスを向上していただきたい、これが1点目でございます。2点目は、これは一般的な書き方になっておりまして、業者につきましては、駐輪場という特性にかんがみて安心・安全、それからそこで働いている方にとっても安心・安全が確保されるような駐輪場としての運営をお願いしたい。3点目は、これは駐輪場につきましては、今後、市として中長期的な施策等の策定を考えていただき、対策を進めていただきたいというふうになっております。

これはそのまま今回もつけさせていただきまして、それに加えて、この駐輪場関係については、なるべく全体を統括するような形で業者の選定に当たってはそういう方向で考えていただきたいと、こういう意見をつけるということでしょうか。

◎委員 私の意見はそうなんんですけど、ほかの委員の方はいかがかなと思うんですけども。

◎委員長 ■委員は。いかがでしょうか。全体ということになりますと、どれぐらいあるんですか、今。

◎川村交通対策課長 今18カ所。

◎委員長 現在は、シルバーさんにという形でずっとやっていますね。

◎川村交通対策課長 はい、そうですね。

◎委員長 これは全部、現行はそうなんんですけど、今後はどうなんですか。その考え方ですけれども。

◎川村交通対策課長 今後の考え方はまだはっきりと方針が決まっていることはないんですが、先ほども言いましたように、競争の原理とか、そういうことも考えて、今大きく全国的には、こういう区市町村といいますか、自治体の駐輪場の経営を後押しするためにつくられた組織と

いうか、自転車整備センターとかというような組織もございます。そういうところで、先ほどちょっと武藏野の名前が出ましたが、武藏野ですとか、西東京市ですとか、だんだんそういうところも入れながら経営をしているという状況がございます。その利点としては、整備センターが市に変わって経営をするというような利点もございます。そうすると建物そのものを市がつくらなくても、例えば民間がつくって民間が運営をしていく、土地が市のものであれば、そこは協定を結んでやっていくような状況にはなると思いますが、そういうものも入れながら、中長期的なものは、これからそのようにつくり上げたいというふうにも考えておりまして、そうすることが競争の原理にもなって、シルバーさんもそこと今度は比べられるわけですから、そういう意味で、いい駐輪場の経営ができるのかなというように考えてございまして、まだその方向にいくというふうに決めたことではございませんが、1つの案としてそういうものがあるということを。

◎委員長 そうすると、担当課としましては、一括でお願いするということにはなかなかちょっと難しいということで。

◎川村交通対策課長 ですから、民間でやっていただくということは、市の条例から外してしまいますので、今度は公開したものを含めて、幾つかできるものについては、先ほど [] 委員がおっしゃったように、一括でやっていただくほうが事務手間としては、これは大きなメリットだと思いますので、そういう意味では一括でお願いをしたいと。また、違うやり方の部分があるかもしれませんと、そういう考え方でございます。

◎委員長 じゃ、表現をどうしましょうかね、そのあたり。前回の2月の当委員会のほうでは、中長期的な施策等の策定を考えていただいて、対策を進めていただきたいという形になっていますけれども、その中で、要するに中長期的というよりも、ここに何かちょっと加えますかね。

◎委員 人材センターの事業はたくさんはありますね、植木のこととか。その中の今回は駐輪という1つものを抜き出して指定管理者にお願いしてあるわけですね、分けちゃって。ですから、そういう意味で、市の駐輪に関しては、こうだということで指定管理者を単独に選べばいいんじゃないかなと思うんですよね。必ずしも人材センターということではなくに、たまたま今人材センターのある一部分をお願いしているけども、先ほども言いました、何かほかの方法がまたあれば、駐輪という管理技術的なこともあると思うので、一括しておいたほうが合理的な管理ができるじゃかないかというふうに思います。切り離して、たまたま人材センターですけども、人材センターの中の1部門をお願いするという形で切り出せば、それでいいんじゃないかなというふうに思いますけどね。

ですから、どうするんですかね。文章上は。

◎委員長 文章上はどういうふうになりますかね。

◎委員 さっきの文章でおかしいところはありますか。

◎委員長 先ほどのままは、これは。

◎委員 1、2、3はいいですよね。

◎委員長 1、2、3は使い勝手のよいサービス、それから安心・安全、業者のほうの安心・安全、ユーザーのほうの安心・安全の確保と、3番目は、要するに市としてこの問題について中長期的に施策の策定を考えていただきたい、対策を進めていただきたいということですから、今、課長のお話ですと、高架下をどうするとか、あるいはそこをどうやっていくんだということについて、地権者の問題もありますし、しかし、全部はおさまり切れないから、そこはまた現行も少し活用しながらというふうな、ありますので、非常に大きな問題もあるので、この表現でそのまで。

◎委員 よろしいと思いますね。

◎委員長 また平成23年度に新規に上がってきた段階では、そこも含めて考えていくということでおよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、意見につきましては、2月の段階のものをさせていただきまして、シルバー人材センターを候補として選定するということでまとめたいということでおよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、異議なしということで認めさせていただきます。本件につきましては、今申し上げましたような3点の附帯意見を前回同様つけまして、市長に答申するということで決定いたしたいと思います。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了でございます。大変長時間、ありがとうございました。閉会とさせていただきます。

(12時30分閉会)